

連絡先：〒130-0014

東京都墨田区亀沢 4-19-3

電話：03-3625-2927 F A X：03-6751-8185

e - m a i l：info@chiko-jimusho.com

# チコ労務管理事務所通信

## 「男性の育児休業取得」等に助成金を新設へ

### 来年度からの実施に向けて予算要求

厚生労働省は、仕事と家庭の両立や労働力の底上げにつなげるため、男性の育児休業取得について企業への助成金を新設する方針を固めたそうです。

また、子育て世代の女性を念頭に、専門学校などに補助金を出すなどして、託児付きの職業訓練を提供するよう促します。

これらを来年度の予算要求に盛り込み、平成 28 年 4 月からの実施を目指しています。

### 進まない男性の育休取得が背景

背景には、男性の育児休業取得が、配偶者が出産した男性全体の 2.3%にとどまっており、なかなか進んでいないことがあります。

厚生労働省は、助成金で企業の背中を押し、取得を促進しようと考えています。

男性に特化して育休取得を助成金で支援するのは初めてで、女性の約 6 割が出産を機に退職すると言われるなか、配偶者の協力によって女性の就労を支援するねらいもあります。

### 1 人目に 30 万円、2～5 人目に 15 万円

現在の案では、対象は過去 3 年間に男性の育休取得者がいない企業で、男性従業員が配偶者の出産から 8 週間以内に 5 日以上の育児休業を取れば、1 人目の従業員について 30 万円、2～5 人目については 15 万円を企業に支給するそうです。

また、育休取得者の業務を引き継ぐマニュアルづくりなど、育休を取りやすい体制を整えた企業には別途 30 万円の助成金を支払う制度も設けるとのことです。

育児休業取得が進んでいない中堅・中小企業での取得促進が見込まれています。



### 出産後の女性の再就職も支援

一方、出産後の女性の再就職を支援する対策も拡充しようとしています。

世帯収入が月 25 万円以下などの条件に当てはまる求職中の女性については、受講者がハローワークと相談し、IT（情報技術）や介護など希望分野の講座を選び、受講期間中（3～6 カ月）、毎月一定の手当（月 10 万円程度とする方向）や交通費を受け取れます。

また、受講者は訓練中、専門学校が契約した託児所などを無料で利用できるようにします。

託児費用の一部は政府が補助金として専門学校に支払い、子ども 1 人あたり 6 万 6,000 円とする方向です。

人手不足が続く介護分野や一般の事務職、営業職を中心に新制度の普及をはかる方針です。

## 「番号法」が施行！ マイナンバーに関する最新情報

### ついに「番号法」が施行

10 月 5 日に「番号法（マイナンバー法）」が施行されましたが、施行と前後して各省庁などからマイナンバーに関する最新情報が出されています。

### 本人に交付する源泉徴収票や支払通知書等への個人番号の記載について（10/2）

所得税法施行規則等が改正され、「本人に交付する源

泉徴収票や支払通知書等には個人番号の記載が必要ないこと」が明らかになりました。

これは、本人交付が義務付けられている源泉徴収票などに個人番号を記載することにより、その交付の際に個人情報への漏えいや滅失等の防止のための措置を講ずる必要が生じ、従来よりもコストを要することになることや郵便事故等による情報流出のリスクが高まるといった声に配慮したものです。

### 個人番号の提供を拒否された場合の対応について (10/5)

特定個人情報保護委員会が公表している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に関する Q&A が最新版に更新され、「個人番号の提供を拒否された場合の対応」が明らかになりました。

これによると、法定調書作成などに際し従業員から個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は法律で定められた義務であることを伝え、提供を求める必要があります。それでもなお提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録・保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておかなければなりません。経過等の記録がないと、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できないためです。

### 年金機構に添付書類として提出する住民票について (10/7)

日本年金機構がマイナンバーに関する文書(日本年金機構に提出する住民票についてのお願い)を公開し、年金請求時などに必要な書類(添付書類)として住民票を同機構に提出する場合には「個人番号(マイナンバー)が記載されていない住民票を提出する必要があること」が明らかになりました。

これは、一連の「不正アクセスによる情報流出事案」の影響により、当分の間、同機構においては個人番号(マイナンバー)の利用ができなくなっているためです。

### 平成28年1月よりマイナンバー記載が必要となる労災保険手続について(10/14)

厚生労働省は、労災保険のうち「労災年金」に関する

マイナンバー関連資料を取りまとめて発表しました。労災のうちマイナンバーの記載が必要となる手続は、

- ・ 障害補償給付支給請求書、遺族補償年金支給請求書
- ・ 傷病の状態等に関する届
- ・ 障害給付支給請求書、遺族年金支給請求書

「年金受給者」の手続き

- ・ 遺族補償年金、遺族年金転給等請求書
- ・ 年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名、年金の払渡金融機関等変更

となります。

### 扶養控除等申告書にマイナンバーの記載が不要になる場合について(10/28)

平成28年以後の扶養控除等異動申告には、法令上、個人番号の記載が義務付けられません。しかし、今回、社会保障・税番号制度<マイナンバー>FAQ 国税庁のHPにて、「扶養控除申告書へのマイナンバー記載が不要になる場合」についての発表がありました。

これによると、「給与支払者と従業員との間での合意に基づき、従業員が扶養控除等申告書の余白に「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨を記載した上で、給与支払者において、既に提供を受けている従業員等の個人番号を確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示するのであれば、扶養控除等申告書の提出時に従業員等の個人番号の記載をしなくても差し支えない」とのことでした。

ただし、給与支払者において保有している個人番号と個人番号の記載が省略された者に係る個人番号については、適切かつ容易に紐付けられるよう管理しておく必要があり、税務署から扶養控除等申告書について求められた場合には、給与支払者が扶養控除等申告書に従業員等の個人番号を付記して提出しなければなりません。

なお、扶養控除等申告書に個人番号の記載がない場合であっても、扶養控除等申告書に記載すべき従業員等の個人番号については、扶養控除等申告書の保存期間(7年間)は、廃棄又は削除することはできません

人事労務に関する手続き・ご相談・お問合せは...

チコ労務管理事務所

連絡先：〒130-0014 東京都墨田区亀沢 4-19-3

電話：03-3625-2927 fax：03-6751-8185